# 令和2年度各部定期監查 意見·要望事項等措置状況報告書

# (令和2年12月7日通知分)

# 意見 · 要望事項

#### 1 共通事項

## 意見 • 要望

#### (1) 新型コロナウイルス感染症拡大への対応について

国内で最初の感染者は2年1月に確認された。区では、WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の発表や、国・都の対応を踏まえ、同月には危機管理対策本部を、また、同年3月には新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。それ以来、3度にわたる補正予算の編成を含め、全庁をあげて、拡大防止、区民生活への支援、事務事業の継続等に努めているところである。

流行からほぼ1年が経過する。本格的な感染症対策が必要な事態の経験は初めてであり、様々な課題がある中で、国や都と連携し、求められる対処がなされてきた。 今後も長期的な取組が要請されるのは明らかである。

そのため、どこかでこれまでの対応を振り返り、改めて全体的に修正すべき点の 有無を点検し、軌道修正の要否を判断する場面も必要となってきている。一定の段 階で、中間的な小括の実施を検討されたい。

また、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」に取り組む区民 や事業者の行動が、区政に与える影響も大きい。例えば、テレワークやローテーション勤務が広がる時代には、平日の日中も区内にとどまる区民が増えてくる。そう した実態などを把握して、事務事業の必要な見直しを進めて行ってほしい。

(生活安全課、感染症対策課)

所 属 名	措置状況等
生活安全課 · 感染症対策課	新型コロナウイルス感染症は終息の見通しが立たず、引き続き各所管の事業執行に関して新たな取組や緊急対応が求められる可能性がある。これまでの取組状況を振り返り、課題整理・検証を行う必要はあると認識しているが、中間的な小括りの時期については、対応の推移を見ながら判断していく。

#### 意見・要望

#### (2) 区政のICT化の推進について

新型コロナウイルス感染症の流行により、日常生活の維持継続にとって、ICT活用がきわめて重要であることが改めて明らかになった。普及に時間がかかるのではないかといわれていたテレワークは、早くも社会に定着しつつある。行政手続きのデジタル化は、従来からの省力化やペーパーレスの観点だけでなく、人との接触を回避する意味でも、一層求められるようになってきている。

また、国においては、自治体の情報システムの標準化、自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進計画の策定等が打ち出され、今後のICT化推進はこうした動向を考慮していく必要がある。

AIやRPA等の活用を含め、その検討のためには、現行の事務事業の分析や見直しが第一歩となる。特にDXでは、複数の所管課が関わる仕事において、区民の利便性や事務処理の効率性が向上し、更にそれらの革新や新たな価値の付加が期待できる分野が候補になると思われる。

こうした点を踏まえ、新しい時代に向けた区政再構築検討会議の結論などに基づき、具体的なICT化推進策をまとめ、情報化推進計画の改定を行いながら、全庁的な取組を促進されたい。

(経営改革推進課、情報課)

所 属 名	措置状況等
経営改革推進課・ 情報課	新しい時代に向けた区政再構築検討会議からは「事務事業の抜本的見直しに向けた業務改善・デジタル化推進」が提案されたところである。令和3年度に向けては、提案に基づき、情報政策推進担当部の設置等により組織執行体制を整備するとともに、業務改善に向けた予算編成を行うなど、DXに向けた事務事業の抜本的な見直しを進めることとしている。前例踏襲を打破し、区政の再構築を進めていくためには、時代に即した戦略的な情報政策を全庁的に推進する必要がある。DXに向けた考え方や重点的に取り組むべき方向性等を定め、区民サービスの向上に資する具体的な施策をスピード感を持って展開できるよう、企画経営部及び情報政策推進担当部と連携し、各部局が積極的に取り組むことができる仕組みづくりを進めていく。情報化推進計画については、実効性を担保しつつ、急激な技術革新にも対応できるよう、計画のあり方等も含めて検討を進めていく。

## 意見 • 要望

### (3) 指定管理者の運営状況の把握について

過去の財政援助団体等監査では、指定管理者の提出した事業報告書中の「管理経費等の収支状況」において、簡単な記載にとどまるものが、一部に見られた。これは、指定管理者の選定過程において、既に運営経費等の一定のチェックが終えられている状況があるためと思われる。

そうした中で、今回新型コロナウイルス感染症が拡大し、指定管理者が管理する施設の利用が休止等されたことにより、その減収の補填や費用の調整の必要性が生じてきている。この場合、協定書の条項から、具体的な金額は、区と指定管理者の協議により決定される。したがって、区側には、指定管理者の損益なども含め、詳しい管理経費等の収支状況の把握が欠かせない。事業報告書の内容から十分な情報が得られないときには、改めて経理状況に係る資料を提出させるなど、実情を十分に捕捉し、適切に処理されたい。

また、指定管理者の選定段階での収支見込みとの比較や、毎年度の適正な指定管理者評価のためにも、やはり一定レベルの収支報告がなされることが望ましい。他の自治体では、損益を含め、報告すべき収支項目を明記した書式を決めているところもある。そうしたことから、所管課においては、今後、収支報告のための様式を定めるなど、指定管理者がより適切に報告を行えるような仕組みを検討してほしい。

(経営改革推進課)

所 属 名	措置状況等
所属名	措置状況等 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う指定管理者制度導入施設の利用休止等に係る減収補填等については、協定書に基づき指定管理者と協議の上、別途、収支報告等の必要書類の提出を求めるなど、各施設担当所管において実情を把握し対応を行ってきた。今後とも、収支状況を正確に把握した上で適切に対応していく。 また、適切な収支報告に向けては、様式を定めることによる収支項目の明確化のほか、区が関係書類の内容点検の徹底を図ることも重要であると認識している。収支報告にあたっ
	ての実務上の課題を踏まえながら、適切な取扱いに向けて検討を進める。

## 意見 • 要望

## (4) 収入未済額の縮減について

元年度の収入未済額の状況は下表のとおりとなっている。

会計区分	収入未済額	増減額 (前年比)	増減割合
一般会計	17億6,210万円余	△4,351万円余	△2.4%
特別区税	11 億 2, 257 万円余	△1,272 万円余	△1.1%
国民健康保険	16 億 9,578 万円余	△3 億 4,773 万円余	△17.0%
後期高齢者医療	5,537 万円余	△612 万円余	△10.0%
介護保険	1億4,431万円余	△1,021 万円余	△6.6%
合 計	36 億 5,757 万円余	△4 億 758 万円余	△10.0%

## ※「国民健康保険」以下はいずれも特別会計

元年度も、前年度に続き、国民健康保険料を中心に収入未済額が減少した。滞納 対策事務の一元化や担当職員の努力により、成果が大きく上がっていることを評価 したい。

ただ残念ながら、総額は依然として多額である。財源の確保や区民負担の公平性の観点から、更なる取組が求められる。

引き続き、特別区民税、国民健康保険料や介護保険料をはじめ生活保護弁償金や 各種貸付金の返還金など、各事業に係る未収金も含めて、一層適切な対応を進め、 収入未済額の縮減を図られたい。

(滯納対策課)

所 属 名	措置状況等
滞納対策課	29年度からの徴収事務の一元化により、収入未済額は 各債権とも縮減することが出来た。今後も、一層適正かつ迅 速な対応を進め、実態に即したきめ細かな対応に努めると ともに、更なる縮減を図っていく。 具体的には、年度ごとに策定する「徴収計画」により、現 年未納分への早期着手、滞納繰越分の処理を推進する等の ほか、債権ごとの収入率目標値を定め、効果的、効率的な滞 納整理事務を進める。

## 2 個別的事項

## (1) 企画経営部

## 意見 • 要望

## ア 基本計画及び実施計画の改定について

基本構想に関しては、現在素案に対するパブリックコメントが終わり、3 年2月には区議会に議案として提出される予定となっている。

その基本構想の決定を受け、来年度から基本計画等の改定が進められる。 基本構想の検討のさなかに発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、経済 社会や区民生活に広くかつ深く及んでいる。その中で、感染症に係る保健医療体制 の充実やICT化の促進など、今後の区政に一層求められるものも明らかになって きた。基本計画等の改定に当たっては、将来の区政を左右する要因をよく見定め、 そうした変化を適切に踏まえて作業を進めてほしい。

また、基本構想素案のまちの将来像は、経済社会が発展拡大から縮小均衡へと移る時代の流れを予感するかのように、落ち着きがあるものに納まった。目標が静的である分、基本計画等の内容では、「より良い未来に向けて、区が現実を前向きに制御してゆく」という区の積極的な姿勢がよく伝わるようにしておくことも大切と思われる。素案どおり決定された場合には、そうした点も留意されたい。

(長期計画コミュニティ課)

所 属 名	措 置 状 況 等
	新たな基本構想の下、新たな基本計画を策定するに当たっ
	ては、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の「新たな日常」
	を踏まえた行政のデジタル化をはじめとしたデジタル社会
	の推進のほか、区民要望の高い安全・安心に関する取組や感
	染症などの健康危機に対応できる医療提供体制の整備、区有
長期計画	施設見直し計画の推進等、社会状況や行政需要の変化を十分
コミュニティ課	捉え、中長期的な視点で策定作業をしていく必要がある。
	今、区政は大きな変革期を迎えており、この先の5年、1
	0年の取組が将来を左右するという認識の下、まちの将来像
	の実現に向け、基本計画等では、将来訪れるであろう変化や
	リスクを可能な限り想定し、具体的な施策や事業を掲げ、総
	合的かつ計画的に区政を推進していく考えである。

### 意見 • 要望

#### イ 組織改正・職員定数について

現在、従来ならば職員配置のあった管理職ポストを含め、複数の職を兼ねる部課長がいる。前年度において、障害福祉課を再編するため進められた障害施策推進課

と障害者支援課の創設では、課長は両課の兼務となった。さらに、外郭団体の幹部 職員も少なからず各団体の定年を迎えつつあり、来年度以降、後任の推薦依頼を一 定想定しておかなければならない状況下にある。

そのため、当面の部課レベルの組織改正においては、管理職員の実数を考慮しておくことが一層求められる。行革計画が示す「簡素で効率的な組織づくり」にも留意しながら検討をされたい。

また、2年度職員定数は、前年度比22名の増となった。厳しさが予見される財政状況等を考えると、たとえ「必要」なものであっても、このような措置は続けられない。新たな「中長期の定数管理の考え方」をすみやかに策定し、掲げられた目標のもと、職員定数の見直しに取り組まれたい。

(経営改革推進課)

# 所属名 措置状况等 【管理職ポストについて】 管理職ポストの設置については、管理職員の実数を踏まえ つつ、組織の再編成(ビルド・アンド・スクラップ)による 対応を基本として、引き続き「簡素で効率的な組織づくり」 に取り組んでいく。 また、限りある人員体制の中で、複雑・多様化する行政課 題に対応する高度で専門的な業務等については、専門的知識 経験の活用と内部人材の育成を図り、持続可能な時代に即し た質の高い区民サービスを提供していくために、民間等から 任期付の管理職を採用するなど、多様な人材活用にも取り組 んでいく。 【職員定数について】 経営改革推進課 職員定数に係る新たな「中長期の定数管理の考え方」の策 定には令和3年度の基本計画の改定等を踏まえる必要があ るため、現行の目黒区行革計画の中で、4つの基本的方向性 (※)を定めて、適正化に取り組んでいるところである。 ※①適正な執行体制の確立と簡素で効率的な組織づくり ②民間活力のさらなる活用 ③多様な任用・勤務形態の職員の活用 ④職員の人材育成の推進 令和3年度においては、今後の厳しい財政状況を踏まえつ つ、デジタル化の推進、更なる民間活力の活用及び会計年度 任用職員も含めた常勤職員の総枠管理など、適材適所で効率 的な業務執行による職員定数の適正化に向けた考え方の策 定を進めていく。

#### 意見・要望

#### ウ 財政運営について

国の不合理な税制改正による減収がある中で、現在、新型コロナウイルス 感染症拡大に起因する経済活動の落ち込みによって、来年度の歳入の更なる減少が 確実視されている。しかも、現段階で、その衝撃がどれほどの大きさなのか見通せ ていない。

区では、来年度の予算編成に向け、当面の状況に適応するため、要求限度額の設定や要求の優先順位付け等による対応を進めている。

こうした対症療法的な手法はもちろん必要である。しかし、今回の事態だけでなく、子育て支援施策の拡充や施設更新の経費増などによる、今後の厳しい財政運営は従来から予想されているところであり、並行して、全体的な見直し策に取り組むことが大切である。

その方策のひとつとして、現行の行革計画では、「行政コストの見える化」が掲げられている。これは事務事業のコストの精査に資するだけでなく、その実施方法等を抜本的に改める契機としても役立つ可能性があるので、検討の促進を図られたい。

(財政課)

	0.00
所 属 名	措置状況等
所 属 名 財政課	行財政運営については、令和2年6月に決定した「令和3年度行財政運営に当たっての基本的な考え方」に基づき、短期的な歳入の悪化に対して適切な対応を図るとともに、長期計画の改定も見据えた、中長期的な視点での区政運営の再構築、効果的・効率的な事業執行の仕組みづくりを進め、更なる区民サービスの向上を目指すとしている。このような中で、行革計画で掲げている「行政コストの見える化」については、区政運営の再構築等を検討するにあた
	って、有効なデータベースのひとつに位置づけられるため、 試行として特定の事業の行政コストを作成するなど、活用方
	法の検討を進めていく。

#### (2) 区有施設プロジェクト部

#### 意見 • 要望

「「新たな目黒区民センターの基本構想」策定に向けた基本的な考え方」について 元年9月に「「目黒区民センター見直しに係る基本的な考え方」の策定に向けた検討 素材」が作成され、区民意見の募集や民間事業者のサウンディング調査等を実施した 後、2年6月に「「新たな目黒区民センターの基本構想」策定に向けた基本的な考え 方(中間のまとめ)」が明らかにされた。

その後、重ねて区民意見募集や利用者アンケート調査等が行われ、11月には、「「新たな目黒区民センターの基本構想」策定に向けた基本的な考え方」がまとめられたところである。これから、更に検討を深め、「新たな目黒区民センターの基本構想」素案が策定される予定になっている。

今までのところ、事業者の関心も比較的高いとの感触を得ているようであるが、それは、区側の可能な費用負担範囲が明らかになっていない段階での現象とも考えられる。

区政を取り巻く情勢からは、あるいは事業者が期待するような大きな財政支出が将来可能だとは思われない。現実として、区の費用負担の規模が、できる限り抑制されるプランが求められる。

区が置かれた状況を適宜伝えながら、区民意見やサウンディングにより 寄せられた事業者の意見等を踏まえて、「「新たな目黒区民センターの基本構想」策定 に向けた基本的な考え方」に基づく検討を進め、適切に区民センターの基本構想の素 案づくりを行ってほしい。

(区有施設プロジェクト課)

所 属 名	措 置 状 況 等
	本事業は区有施設見直しのリーディングプロジェクトであり、財政負担軽減についても区の財政負担を極力抑え、今
区有施設	後の区有施設見直し全体に波及できるような方策を検討していく。
プロジェクト課	事業者公募に向けては、今後の「新たな目黒区民センター の基本構想」以降、整備事業者募集へ段階的に進めていく中
	で、適宜サウンディング調査を重ねながら民間事業者の意向 も確認していく。

## (3) 総務部

## 意見 • 要望

ア 「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」 の施行について

性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策を進める趣旨などから、「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」の改正が行われた。条例の題名も「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」と改められている。

改正条例が施行された後、関係施策の推進を担う職員向けに、「性的指向及び性 自認に基づく困難等の解消に向けた対応方針」が定められ、既に庁内に周知された ところである。引き続き研修等を実施し、当事者の意見などを踏まえ、内容の徹底 を図ることが求められる。

また、条例で定めた施策を推進するためには、まずはこうした課題に係る区民の理解を深めてゆくことが重要である。他所管の行事等を含め、様々な機会を活用し、啓発事業を積極的に進めてほしい。

(人権政策課)

	所 属 名	措置状況等
と位置付け、各所属に周知するとともに、同指針の説明会兼ねた職員研修を実施した。研修では、同指針を周知徹底るとともに、LGBT当事者による社会生活の実情や必要配慮などについての話を通じて理解促進を図った。区民の解を深めることについては、チラシを作成して条例改正を知し、めぐろ区報への特集記事の掲載や、男女が平等に共参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例の啓発用リフレットの作成、パネル展示、人権オープンスクールなど取組を通じて理解促進に努めた。  今後も、男女平等・共同参画推進計画に基づき、LGB当事者を講師とする職員研修や男女平等・共同参画センタを中心とした各種啓発事業を積極的に進めるとともに、令		性の多様性が尊重される社会づくりについては、今年度策定した「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針」を区の事務事業全般にわたっての基本的な考え方と位置付け、各所属に周知するとともに、同指針の説明会を兼ねた職員研修を実施した。研修では、同指針を周知徹底するとともに、LGBT当事者による社会生活の実情や必要な配慮などについての話を通じて理解促進を図った。区民の理解を深めることについては、チラシを作成して条例改正を周知し、めぐろ区報への特集記事の掲載や、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例の啓発用リーフレットの作成、パネル展示、人権オープンスクールなどの取組を通じて理解促進に努めた。 今後も、男女平等・共同参画推進計画に基づき、LGBT当事者を講師とする職員研修や男女平等・共同参画センターを中心とした各種啓発事業を積極的に進めるとともに、令和3年度に予定する同計画の改定を通じて、男女平等・共同参

## 意見 • 要望

## イ 職員のテレワーク体制の整備について

国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(2年4月)により、区においても、不要不急の外出自粛等が要請される情勢を受け、職員の在宅勤務が実施された。現在も妊娠中等の一部の職員で継続されている。

テレワークは、もともと職員の働き方改革における研究課題に挙げられていた事項であり、今後の感染症対策としても重要な方策であるので、これを契機に、情報通信手段を含め、その環境や制度の整備を進めることが望まれる。

これまで行われた在宅勤務の実態や、企業、他自治体での実施状況を分析し、職員意見も徴しながら、関係所管とよく連携して、テレワーク体制の確立に向け検討されたい。

	(人事課、情報課)
所 属 名	措 置 状 況 等
人事課	緊急事態宣言が令和3年1月7日から再発令されたことに伴い、改めて全職員を対象とした特例による在宅勤務を実施しており、今回は情報課の貸与端末によるリモートデスクトップを活用した在宅勤務も新たに実施している。一方で、新型コロナウイルスを想定した生活様式の中では、働き方の新しいスタイルの実践例としてテレワーク等の取組が掲げられていることもあり、宣言解除後から令和4年3月末までテレワークを試行導入することとした。当初は「在宅勤務」を対象とした試行とするが、より効率的な執務環境の整備を図るため、「モバイルワーク」及び「サテライトオフィスの利用」等についても、「在宅勤務」の実施状況や財政状況等を踏まえ導入の可否等について検討を行っていく。今後は、引き続き経営改革推進課及び情報課とも連携しながら、試行の状況を分析し、各課の意見も聞きながら、テレワークの本格実施に向けた検討を行っていく。
情報課	今年度実施された在宅勤務に暫定的に対応するため、在宅 勤務時にも自席のイントラ端末を利用できるリモートデス クトップシステムを200台分導入した。 また、リモートデスクトップを利用する端末は、既存の災 害対策用タブレット端末150台に加え、通信機能を搭載し たノートパソコン50台を新たに整備した。 令和4年3月末までのテレワーク試行導入では、在宅勤務 のほか、サテライトオフィスでの勤務、モバイルワークにつ いても人事課、経営改革推進課と連携して調査・研究を進め る。将来的には環境整備を図り、BYOD(職員が保有する 端末を業務に使用すること)での運用等も検討を行う。

# (4) 危機管理室

## 意見 • 要望

# ア 元年台風19号の対応に関する検証と今後の取組について

大型で強い勢力を維持したまま関東地方を通過した元年の台風19号の被害を受け、同年10月に危機管理体制のあり方検討会が設置され、検討の結果、12月には今後の対応策がまとめられた。危機管理体制の強化等のため、幅

広い取組内容が決定されており、いずれも妥当で、必要な方策である。

元年度においては、風水害対策指定職員制度の設計や避難所運営マニュアルの作成等が進められた。現段階(2年10月)で、定めた内容は、ほぼ予定通りの進捗状況とのことである。

関係所管との連絡調整を密にし、引き続き取組を円滑に進め、2年度末に はその成果を改めて明らかにして検証を重ね、危機管理体制の一層の充実に努めて ほしい。

(生活安全課、防災課)

所 属 名	措置状況等
生活安全課	引き続き危機管理体制の充実を図るため、危機管理会議の下部組織等を必要に応じて設置する等、関係所管と連携し、一層
工伯女土麻	の体制強化を図っていく。
防災課	地震以外の自然災害においても迅速かつ適切な初動対応を行うため、令和2年6月に風水害等非常配備体制を確立し、危機管理室・都市整備部職員や区内在住職員を中心に風水害対策指定職員制度を創設するとともに、風水害時の避難所開設・運営マニュアルを作成し、風水害対策指定職員に周知を行った。また、災害時等における情報共有機能強化を目的として管理職等にタブレット端末を9月に配布したほか、総合庁舎内に災害対策本部が設置される際の停電対策として太陽光パネル付きの非常用電源バッテリーを10月に配備するなど、危機管理体制の強化を進めている。これまでの取組みの進捗状況については、令和3年2月に危機管理会議・企画総務委員会において報告を行ったが、危機管理体制の充実を図るため、今後とも都市整備部をはじめ関係所管と連携し一層の強化を進めていく。

## 意見・要望

### イ 業務継続計画〈新型インフルエンザ等編〉等の見直しについて

平成26年9月に業務継続計画〈新型インフルエンザ等編〉を策定後、今回の新型コロナウイルス感染症の流行が本格的な同計画発動の機会となっている。しかし、本部の立ち上げなど、当初から一部に同計画や目黒区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の規定(第7条に定める各部名)と違った運用が見られた。

状況に照らしてやむを得ないものと考えているが、基本的な事項も含まれているので、この経験を生かし、事態鎮静後、現実に即した必要な見直しをすみやかに行うことが求められる。

	(生活安全課)
所 属 名	措置状況等
生活安全課	見直しにあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応に かかる検討も必要があることから、事態鎮静後、保健所をはじ め関係所管との連携のもと、現実に即した必要な見直しを行 う。

## (5) 子育て支援部

#### 意見 • 要望

#### ア 子ども総合計画の改定について

前計画の終了により、児童福祉法の改正等や、学童保育クラブの整備、児童虐待 やいじめの防止など、喫緊な課題への対応を更に図るため、2年3月に同計画が改 定された。現状で要請される内容が網羅されており、着実な取組を望みたい。

同計画の一部を構成する子ども・子育て支援事業計画は、前計画に続き、必要なサービス量を見込み、それに対する目標値を量的に明らかにしており、事業の進捗状況が明確に把握できる。他計画にあまり見られないすぐれた特徴といえる。

対応の迅速性が求められる課題も多い。事務事業の取組経過がわかるように、年度ごとの進度やその評価等を明らかにし、同計画ならではの進行管理にも努めてほしい。

(子育て支援課)

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
所 属 名	措 置 状 況 等
	事務事業の取組経過がわかるよう、従来からの事業実績及び
子育て支援課	事業評価を継続していくとともに、ホームページへ容易にアク
	セス可能となるよう工夫を講じながら掲載等を図っていく。

## 意見 • 要望

#### イ 認可保育園の整備等について

加速度的ともいえる保育園増設により待機児童の解消が実現された。この成果を 大いに評価したい。引き続き、今回改定された子ども総合計画に基づき、その状態 を維持するとともに、保護者から求められている保育の質の一層の向上に努めてほ しい。

また、今後、区立保育園の民営化に関する計画の改定も予定され、そこでは、区立保育園の役割のあり方も課題になってくる。いまや私立保育園数が大きく区立保育園数を上回る(2年4月現在の認可保育園数で、区立17園、私立71園)状況から、検討に際しては、私立側の意見や要望を踏まえる必要もあると思われる。そ

うした関係者とも、-	十分に調整を図りながら、論議を進められたい。
	(保育課、保育計画課)
所 属 名	措 置 状 況 等
	改定した子ども総合計画に基づき、引き続き、民有地活用
	型による私立認可保育所整備等により、待機児童ゼロの維持
保育課·	に努めていく。また、「ヒーローバス」運行事業のさらなる
保育計画課	活用など、保育の質の向上に向けて取り組んでいく。なお、
	区立保育園の民営化に関する計画の改定にあたっては、広く
	区民意見を募集していくこととしている。

## 意見 • 要望

ウ 放課後こども総合プランモデル事業の検証・評価について

放課後子ども総合プラン推進計画の策定が進められ、それに合わせ、元年度から実施されている東根小学校と中根小学校における放課後こども総合プランモデル事業の検証・評価も行われている。

検証・評価のもとになった2回にわたるアンケート調査結果の分析等では、低回 収率ながら、満足度など2回の調査結果に大きな変化はなく、事業に対する保護者 の高い評価と支持が得られたと結論づけている。だが、そこには若干の問題点が見 られる。細事かも知れないが、他所管でも生じ得る内容もあるので、あえて意見を 述べておく。

- ・回収率の低い全数調査で断定的な判断を下している。
- 新たな事業であり、確かに保護者に歓迎されるものとは思われるが、証拠(データ)に基づく評価としては慎重であるべきである。単発の調査より確度が高いパネル調査(同一の対象者を追う時系列調査)であってもこの点は変わらない。
- ・低回収率の背景となっている要因の考察が不足している。

新型コロナウイルス感染症拡大が影響したとのことであるが、利用登録のない児童の保護者へもアンケート用紙が渡っているなど、調査手法上の課題も見られる。

また、実施されて日の浅い施策であり、加えて「塾・習い事」が優先される 状況等から、事業に対する認知度や関心の低さは、背後にあり得る事由として 検討を加えておくべきである。

・判断材料が乏しい中で結論を出す場合には、その根拠の対偶(「AならBだ」に対し、「BでなければAでない」の形の命題。双方の真偽は一致する。)もチェックしておきたい。

未回答の保護者を念頭に、大方「回答するなら"満足"を選ぶ」はずだと考

えた場合、その対偶である「"満足"を選ばないなら回答しない」も等しく成り立つ。

結局、この調査結果からは、「満足している人より、事業の実情を知らずに関心がまだ低い人の方が多いのではないか」、「満足している人を中心に回答が寄せられたのではないか」といった仮説が排除されない。

また、パネル調査では、回答者の評価基準が次第に変わってゆくので、今後はそうした点にも注意を要する。例えば、満足度ならば、「やってもらえるだけで十分」から「この程度はできていないとダメだ」のような推移である。修正点を探るための検証・評価として、より丁寧な進め方を望みたい。

※ 調査結果(保護者対象、1回目は元年9月、2回目は2年2月)

回収率 東根小学校 1回目23%、2回目18%

中根小学校 1回目28%、2回目31%

満足度の割合(「大変満足」と「概ね満足」の合計)

東根小学校 1回目93%、2回目91%

中根小学校 1回目92%、2回目87%

(放課後子ども対策課)

# 所属名 措置状況等 検証・評価の書きぶりについて、ご指摘のとおり2回の調 査については、いずれも回収率が高くないことなどから、利 用者全体の意向として統計的に取りまとめることは元々困 難であった。この点を踏まえ、今回の対応としては、読者に 誤解のないよう断定的な表現は避け、回答者の回答状況とし て紹介する形に一部修正することとした。 調査手法上の課題等については、来年度以降の実施の際 に、改めて本アンケートの意義・目的について明確化すると 放課後子ども対策課 ともに、その目的に即した設問、調査対象(配布範囲)の設 定、望ましい回収数、回収率をよく確認し進めることとする。 実際には、全児童に対する利用登録率が8割以上ある一方 で、日々の利用者は、多くても登録者の2割程度であり、さ らに、毎日利用する児童は一部に限られる。本来その状況も 勘案しながら適切に対象を設定することが理想的であるが、 少なくともこのような状況であることや結果に対する影響 について一定の考察を加えるようにとりまとめ方を再検討 する。

## (6) 都市整備部

#### 意見 • 要望

#### ア 「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」の施行について

総合的な自転車対策の一環として、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」が制定され、2年10月から施行された。歩行者への安全配慮をはじめ自転車利用者等の責務を明らかにし、自転車保険加入の義務化、ヘルメット着用の推進などが定められている。区内の交通事故件数は減少傾向にあるが、自転車が関与する割合は増加しており、同条例に基づく取組の強化が求められる。

現在、改めて自転車に係る交通安全の啓発が開始され、自転車保険加入促進等の 広報も始まっている。なお、同保険加入の案内においては、行政の公平性の観点か ら、特定の損害保険会社に有利な扱いとならないように十分配慮されたい。

(十木管理課)

所 属 名	措置状況等
土木管理課	令和2年7月20日に、目黒区、一般財団法人全日本交通 安全協会及び損害保険ジャパン株式会社の三者で協定を締結した。本協定は、従来からの取組を強化するため、東京都 が構築した体制を本区に取り入れたものである。 特定の損害保険会社に有利な扱いとならないよう、目黒区 ホームページにおいて主な損害保険会社を複数社掲載して おり、公平性を確保している。 今後も公平性を確保しながら、適切に自転車保険の加入を 促進していく。

#### 意見・要望

## イ 民間建築物の耐震化促進事業の検証について

費用の一部を助成するメニューの中に、建替えを選択する区民に対する「木造住宅等除却工事助成」(除却費用の50%以内で上限50万円を助成)がある。これは従来昭和34年12月以前に建築された建物が対象だったところ、元年度から、昭和56年5月以前のものに要件が広げられた。その結果、助成件数は、平成30年度の4件から、元年度は14件に増えている。

区として、この事業は、旧耐震基準で建築された木造住宅等の建替えを促進するものと考えられている。しかし、制度を利用する区民にとっては、単に「耐用年数が過ぎた家を建て替えるとき、古い建物の除却に区が出してくれる費用」と受けとめられている可能性も高いのではないか。施策がどこまで耐震化の誘因になっているのかわからない。

助成対象の拡大により、今後利用が更に伸びてゆくことも考えられる。申

請時において、区民の建替え判断への影響度をよく把握するなど、施策の効果の検 証を改めて行ってほしい。

(建築課)

	(AL X HI)
所 属 名	措置状況等
建築課	区としては、耐震診断を行っても耐震改修に進まない木造住宅等が存在する中で、除却に対しての助成制度を設けて、建替えによる耐震化を促進していくことも一つの方策と考えている。しかし、耐震診断の結果から除却を判断したかどうか等はすべて把握できていない。 今後は、耐震診断時などを捉えて、改修か建替えの判断に対する区民への意識調査等を実施し、施策の効果について検証していく。

#### (7) 環境清掃部

#### 意見 • 要望

# ア 環境美化と受動喫煙防止に向けた路上喫煙対策推進について

2年4月からの改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行を受け、区では、屋外での喫煙やポイ捨てを更に抑制するため、元年度に民間事業者に対する屋内型公衆喫煙所整備事業を創設した。その結果、同年度において6施設10箇所と、屋内型公衆喫煙所の整備が急速に進んだところである。

引き続き、喫煙者の屋外から屋内への誘導を一層図るとともに、屋外型指定喫煙所の廃止に向けて、民間事業者への支援による屋内型公衆喫煙所の整備等が予定されている。現段階では、計画的な目標設定などはなく、設置後の具体的な状況を見た上で、次の展開を考える方針になっているとのことである。

しかし、区全体を視野に入れた無駄のない整備という観点からは、必要量や設置する地域など、一定の見通しを持っておくことも大切と思われる。以前からあるものを含めて、屋内型公衆喫煙所の利用実態等を分析し、今後の整備に係る全体的な考え方も明らかにしながら推進してほしい。

(環境保全課)

所 属 名	措置状況等
環境保全課	区では、区内の4駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定すると
	ともに、区域内に代替措置としての指定喫煙所を整備するこ
	とで、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備を進めてき
	た。令和元年度は民間事業者による屋内型公衆喫煙所を4駅
	以外の祐天寺駅周辺と西小山駅周辺を含めて6施設10箇
	所、令和2年度は中目黒駅東側指定公衆喫煙所を区で整備し

た。

今後の考え方については、4駅以外の駅周辺に屋内型公衆 喫煙所をより一層増やしていくことで、路上喫煙禁止区域を 拡大し、環境美化推進及び受動喫煙防止の実効性を高めてい く。将来的には、路上喫煙禁止区域の面的な広がりを進めて いく中で、区内全域を路上喫煙禁止とする方向性を持った検 討を行う必要性があると考えている。

## 意見 • 要望

### イ 災害廃棄物収集運搬等処理能力の向上について

災害ごみの収集運搬を支援するため、元年の台風15号及び同19号により被災 した自治体(千葉県鋸南町、世田谷区、埼玉県坂戸市)に、区から応援職員が派遣 された。そうした経験が契機となって、現在「豪雨・台風等による災害ごみの処理 行動マニュアル」の作成に取り組まれている。

その中の課題のひとつとして、具体的な災害ごみの集積所の指定がある。現時点では、災害ごみの回収は被災した各戸ごとに行い、いずれかの公園を、主に分別作業のための集積所とすることが検討されている。

災害ごみの集積所の設定にあたっては、搬入の容易さや必要なスペースの確保など、様々な条件に合うことだけでなく、地域の理解も重要と思われるので、関係所管とよく連携し、調整を十分に行い進めるようにされたい。

(清掃事務所、道路公園サービス課)

所 属 名	措置状況等
清掃事務所	令和3年度に自然災害による災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、目黒区災害廃棄物処理計画を策定することとしている。この計画策定にあたっては、国、都、特別区等の計画やガイドラインとの整合性を図り、過去の災害事例への対応を参考にするとともに、関係所管で構成する検討部会を設置して、パブリックコメントを実施することで、各方面との連携、調整を十分に図って策定する。
道路公園サービス課	目黒区災害廃棄物処理計画の策定に向けて設置される関係所管で構成する検討部会で、公園を集積所とすることも含め検討していく。